

議案第70号

里庄町介護保険条例の一部改正について

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成27年12月 7 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴い、保険料の減免申請について所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成27年12月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例

里庄町介護保険条例（平成12年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。